

相手国政府・ 相手国(際機関 (注1))	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
パラオ	首都圏基幹道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とパ ラオ共和国政府との間の交換公 文	首都圏基幹道路改修計画を実施するためには必要な詳 細設計に必要な役務の供与	22,000千円 で	H18.11.9 コロール で	日本側 山下尚武 在パラオ 臨時代理大使 パラオ側 テミー・シユム パル国務大臣	H18.11.21 627号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、――――――と記している。  
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。